平成２４年（フ）第１３９３号
札幌市白石区北郷４条12丁目16番８号　コーポ越野２号
債務者　山口　廣子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４３０号
札幌市白石区南郷通10丁目北２番16号　アニマート南郷103号
債務者　櫻庭　恵美
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４４３号
札幌市東区東苗穂13条３丁目26番６―405号
債務者　松谷　清美（旧姓半澤）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４６７号
札幌市豊平区平岸２条８丁目５番26―309号
債務者　山本　朝子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５２号
福島県会津若松市河東町福島字西屋敷35番地、前住所東京都豊島区池袋３丁目28番10号メゾンヤマト102号
債務者　菊地　拓也
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
群馬県前橋市下新田町556番地２　ウィンダムＢ―101号
債務者　大塚　利一
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４８号
群馬県伊勢崎市緑町６番１号　ユニーブル伊勢崎セントラルエアタワー1001
債務者　今井　　優
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１５２号
群馬県前橋市下細井町541番地
債務者　関口小由利（旧姓山上）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１５９号
群馬県前橋市富士見町原之郷761番地　パサージュ808前橋北125号
債務者　外﨑トモ子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１６４号
群馬県渋川市北橘町真壁2224番地１　浅見アパート
債務者　富岡　　剛
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１６５号
群馬県前橋市上新田町1008番地４
債務者　前原　紳人
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１７３号
群馬県吾妻郡中之条町大字四万4238番地
債務者　青柳惠美子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４１号
群馬県高崎市箕郷町柏木沢1196番地４
債務者　大出　敬子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１４８号
群馬県安中市松井田町新堀459、住民票上の住所群馬県安中市松井田町下増田220番地
債務者　松本　晴香
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１５４号
群馬県高崎市上中居町483番地７
債務者　新井　六親
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４１４号
埼玉県所沢市小手指元町２丁目６番地の５ファミール北野Ａ―306
債務者　市場　三好
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２２２号
相模原市南区東林間８丁目６番14―406号
債務者　大滝　永敏
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部